

お知らせ①



固定資産税の納付は口座振替により「全期前納」される方に限り

令和
8年度

前納報奨金が交付されます。(注1)

(注1) 次の場合は対象外となります。……年税額が8,000円未満の場合、市税等に未納の徴収金がある場合

現在、口座振替を「期別」で登録されている方は、前納報奨金の交付対象外です。

前納報奨金制度をご希望の場合は、口座振替の納付方法を「全期前納」にする変更手続きが必要です。

令和5年度より市広報・市ホームページで
ご案内しております。

●前納報奨金とは●

固定資産税の第1期の納期限までに当該年度の
税額的全額を納付した場合にのみ、一定の割合
で支払われます。

(100円未満の端数は切り捨て)

- ・1ヶ月あたりの交付率：0.5%
- ・交付金上限金額：50,000円



※納付金額は、前納報奨金を差し引いた金額で
自動的に口座振替いたします。

お手続きは、市内の下記金融機関に備え付けの
「東かがわ市税口座振替依頼書」をご提出ください。

※提出日の翌月から口座振替の登録が開始します。

※今年度の全期前納については納税通知書が届いてか
らでは間に合いませんので、次年度から前納報奨金の
交付対象となります。※市外の方は依頼書を郵送しま
すので税務課へ連絡願います。※依頼書は、金融機関
に直接ご提出ください。※口座届出印が必要です。

下記の金融機関がご利用になれます

口座振替取扱金融機関（市税取扱金融機関）

(株)百十四銀行、香川県農業協同組合、(株)香川銀行、(株)中国銀行、
香川県信用組合、四国労働金庫、高松信用金庫、ゆうちょ銀行、
西日本信用漁業協同組合連合会



※お知らせ①についてのお問い合わせは、東かがわ市役所税務課固定資産税グループまで。TEL:0879-26-1216

お知らせ②

令和6年4月1日から

相続登記の申請が 義務化されました！



不動産登記推進イメージキャラクター
「トウキツネ」

相続(遺言を含みます。)によって不動産(土地・建物)を取得した相続人は、**その所有権を取得
したことを知った日から3年以内**に相続登記の申請をしなければならないこととされました。

相続登記の申請の義務化は、令和6年4月1日に始まりましたが、それ以前の相続でも、**不動産
の相続登記がされていないものは、義務化の対象**となります。

◇ 相続が発生したら、早めに相続登記をしましょう！

◇ 今なら、**相続登記の免税措置**が拡大されています。

◇ 相続登記の手続や書式は、法務省・法務局のホームページをご覧ください。

◇ 弁護士・司法書士など相続・登記の**専門家への相談**も、ご検討ください。

詳しくは、右の二次元バーコードが、『あなた
と家族をつなぐ相続登記』で検索！



高松法務局